

令和2年度事業報告

I. 協会の活動

1. 事業活動

(1) 事業活動を巡る状況

【建設産業の状況】

令和2年はコロナ禍に翻弄された1年でした。その中でも、社会を支える建設業は、緊急事態宣言の下であっても動き続け、建設産業に働く人はエッセンシャルワーカーとしてその重要性が認識されました。一方、現場が動くことで雇用を維持してきた建設産業ですが、感染症対策による経費の増、民間工事の発注遅れや取りやめにより、経営的にも厳しい状況におかれ、この状況は続くと予想されます。

国土交通省は、昨年10月に公表した「建設投資見通し」で、令和2年度の建設投資全体は減少し、さらに、堅調だった政府建設投資も令和3年度は大きく減少（自治体が学校の改築などを延期する動きが顕在化）すると推計しています。一方、昨年末には、総額15兆円にのぼる「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されました。建設産業を下支えしてくれることが期待されます。

【国、特に、国土交通省の施策】

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策と関連しますが、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が、政府の重要施策です。この中で、われわれ建設業界に最も関係があるのは、i-Constructionの推進でしょうか。国土交通省は、令和5年度までに、小規模なものを除く全ての公共事業において、原則BIM/CIM活用に転換するとしています。また、2050年までに、温室効果ガスを実質ゼロにするカーボンニュートラルを表明し、再生可能エネルギーへの転換を急いでいます。

国が行う重点施策としては、以上のようなのですが、建設業の担い手確保といった、建設産業政策についても進展しています。昨年は、新・担い手3法の成立を受けた改正建設業法が施行（関連して、同施行令、同施行規則も改正）されました。その中には、著しく短い工期の禁止、工期に影響を及ぼす事象に関する情報の提供などが盛り込まれており、建設工事の質的な向上が期待されます。

その中で特に、国土交通省は、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）と連動した施策展開を進めています。まず、令和2年度より国の直轄工事で、CCUS義務化モデル工事が開始されています。10月には、改正建設業法の施行に伴い、施工体制台帳に社会保険加入状況を記載する場合、CCUS活用を原則とすることが定められています。また、建退共制度において、令和5年度よりCCUSによる電子申請方式に完全移行する方針が示されています。国土交通省は、「あらゆる工事におけるCCUS完全実施」することを目指しています。

【港湾関係の施策展開】

政府の方針を受けて、港湾局でも、原則 BIM/CIM 化への対応が進められるとともに、大規模プロジェクトでは情報プラットフォームが整備され、全ての工事情報を一元的に集積・活用する取組が始まっています。また、カーボンニュートラルについては、従前より、洋上風力発電の仕組みづくりを進めておりましたが、順次、港湾区域及び促進区域のための基地港整備が事業化されるなど、本格的整備の段階に移ろうとしています。

港湾局は、昨年8月に、関係協会を招集して「CCUSの勉強会」を開催し、CCUSへの加盟とCCUS関連施策に積極的に対応する方針をして打ち出しています。また、特定技能外国人の受入に関しては、関係する協会が協議会を設立し、港湾局と連携・協働した取組が行われました。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大への対応

【協会の運営】

新型コロナウイルス感染拡大により、協会運営もかなり制約を受けました。人の移動を制限することが求められたため、緊急事態宣言下では、在宅勤務や時短・時差出勤を取り入れるとともに、一堂に集まる従来形式の会議を「中止」しました。

総会の時期は、まさに緊急事態宣言下であり、例年、総会の前に行う理事会については書面決議で行い、総会も委任状を提出していただくこととしました。このほか、多くの各専門委員会もメール等による資料配布、意見聴取による方法（以下、「メール等による方法」という。）にいたしました。

また、公益事業である資格の講習会は、新型コロナウイルス感染症が比較的落ち着いた時期の9月上旬から11月上旬にかけて行いましたので、予防対策を執った上で実施しました（後述の「3. 資格認定事業」も参照のこと）。しかし、現実には感染リスクを考慮し受講を見送る者もおり、コロナ禍の下でも更新講習の機会が確保できるよう、オンライン講習等の導入など開催方法の改善の必要性を感じました。

【会員周知・情報提供】

協会には、国土交通省等から様々な通知がまいりました。大きく区分すると、①感染拡大予防対策の情報提供、②公共工事を進める上での通知、③規制解除の内容の通知、④個別の会社に対する支援の内容の通知、に区分されます。ぜひ見ていただきたい内容については、支部あてにメール送付し支部会員への周知を依頼するとともに、全ての通知は、協会HPに「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」というバナーを設け、一括掲載しております。

また、5月の緊急事態宣言解除の少し前に、業界団体ごとの感染防止ガイドラインの作成が要請され、港湾建設関係5団体が連名で「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」を策定し、それぞれの協会HPに掲載しました。

【会員の状況把握】

さらに、国土交通省港湾局から現況調査の依頼を受け、何社かにヒアリング調査いたしました。この調査はお聴きした方が限られているため、要望アンケートの第2部：課題、提案の総合聴取で、新型コロナウイルス関係の「貴社が抱える課題」「要望・意見・提案」を記載する欄を設け、全会員に聴き取りをしました。いただいた回答については、とりまとめの上、港湾局長要望の事前説明（9/23）の際に、港湾局技術企画課のご担当者に提出しました。

（3）港湾局長要望

【 要望書作成のプロセス】

① 本部要望作成作業と支部意見の徴収

要望内容を検討するため、元年度要望の実現状況の評価を行うとともに、例年のとおりアンケート調査を実施しました（6月）。常任委員会幹事会で審議いただいた要望素案を支部に提示し意見を徴収しました（8月）。

② 理事会で内容を最終決定

支部意見を反映した要望案を常任委員会で審議しました（9月）。この内容を理事会（10月：局長要望の約1ヶ月前）に諮って、要望内容を最終決定しました。

③ 支部長発言機会の確保、支部との情報共有

本部要望は、支部ごとに重要事項が異なります。支部としての課題、実情、重要事項をしっかりと伝えるため、港湾局長要望の場では、支部長から発言していただきました。また、要望結果（港湾局からの回答）は、速やかに支部に連絡し、支部と地整との意見交換会に反映しました。

なお、ご協力いただきましたアンケート調査を分析し、会報及び協会HP（会員専用ページ）に掲載しました。

【港湾局長要望の内容】

会員の抱える課題を改善するため、令和2年11月12日に港湾局長要望を行いました。令和2年度は、下記（四角囲み）の4つの柱立てで要望しました。

令和2年度 国土交通省港湾局長要望事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">I. 港湾関係事業の中長期見通しの提示と安定的な予算の確保II. 作業船保有業者が持続的に活動できる入札契約制度・執行制度<ul style="list-style-type: none">1. 適正な工期・価格となる制度・運用の改善<ul style="list-style-type: none">(1) 現場条件を反映し適切で利潤の確保が可能となる契約の浸透(2) 低入札価格調査基準価格の再引き上げ2. 地域の守り手である作業船保有業者が元請受注できる機会の確保<ul style="list-style-type: none">(1) 総合評価制度における作業船評価の改善(2) Aランク中小企業の元請受注機会の確保 |
|---|

- (3) 地元業者向け（B・Cランク）の工事量の確保
- (4) 適切な入札価格設定のための地方公共団体との連携強化
- 3. 下請契約・下請価格の適正化
 - (1) 適正化を図るための枠組みの整備
 - (2) 適正化を図るための発注者の関与の強化
- Ⅲ. 作業船の保有及び代替建造等に対する支援
 - 1. 作業船を保有する上での負担軽減
 - 2. 作業船代替建造及び改造の支援
- Ⅳ. 海上工事における「働き方改革」「担い手育成・確保」「生産性向上」
 - 1. 海上工事システムの改善
 - 2. 「働き方改革」に関する当局の取組（各種試行）に対する要望
 - 3. 働き方改革を推進するための協働
 - (1) 船舶損料の見直し
 - (2) 作業船係留場所、避泊水域の確保

国土交通省港湾局からは、以下のように回答がありました。

①港湾関係事業の中長期見通しの提示

○中長期の見通しを示していく。

②安定的な予算の確保

○令和3年度予算においても、港湾整備事業の増額に向け努力する。

○強靱化3カ年緊急対策後も、国土強靱化の更なる加速化・深化を図る。

○補正予算、そして、防災・減災・強靱化予算を確保していきたい。

③適正な工期・価格となる制度・運用の改善

○受発注者が総合的に確認調整する場として品質確保会議を設けた。受発注者間で意思疎通が図られるものと期待している。

○契約変更については、ガイドラインを改訂したところ、引き続き、周知していく。

○低入札価格調査基準は、国土交通省全体で取り組んでいく。

④作業船保有業者が元請受注できる機会の確保

○「チャレンジ型」等のような多様な入札、多様な評価項目については、必要な技術力、地域の実情などを踏まえ、貴協会と意見交換しながら検討する。

○Aランク中小についても「チャレンジ型」の拡大等に取り組む。また、手持ち工事量を考慮した総合評価についても貴協会と意見交換しながら検討する。

○B・Cランクへの発注は、前年度を上回るよう地整を指導する。

○下請実績への加点評価は、貴協会と意見交換しながら検討する。

○地域精通度評価は、具体的なニーズについて、意見交換したい。

○地方公共団体の積算基準の適格な運用は、港湾事業実施円滑化会議で周知する。

⑤下請契約・下請価格の適正化

○下請には適正な額が支払われるべき。

○変更契約書の確認の義務化や元請けから下請への支払いの確認、労務単価・損料等の価格改定後の下請価格への確認など、確認する内容は意見交換していきたい。

⑥作業船の保有上での負担軽減

○作業船保有の負担軽減は、税制以外の支援も含め検討する。

○中小企業グループ補助金については、勉強していきたい。

○作業船の買換等に係る圧縮記帳の特例については、積極的に活用されたい。

⑦海上工事システムの改善

○適正な工期設定について、品質確保調整会議において受発注者間で協議することとしており、本制度を活用していきたい。

○週休2日によって生じる費用の改善については、実態把握に努めており、貴協会と意見交換していきたい。

⑧「働き方改革」に関する当局の取組に対する要望

○荒天リスク精算型は、積極的に活用するよう、地方整備局を指導していく。

○休日確保評価型（工期指定型）については、急速工事によるコスト増になった具体例があればお示し願いたい。

⑨働き方改革を推進するための協働

○船舶損料については、実態調査を踏まえ決定しており、調査への積極的な協力をお願いしたい

○作業船係留施設の問題は、各港にそれぞれの事情があり、国、港湾管理者、関係団体との間で検討を始めたところ。具体的な対応策を出して解決していきたい。

なお、各協会からの要望内容に対する港湾局の対応方針について、意見交換会が予定されましたが、緊急事態宣言が発出され、文書による意見照会に変更されました。

(4) 船舶作業員の斡旋事業

当協会は、構成員である会員会社が作業員を他の会員会社に融通（送出）することができる「建設業務労働者就業機会確保事業」を運用しています。建設作業員の人材派遣は法的に禁止されていますが、本事業によれば作業員を他社に融通することが可能になります。

本斡旋事業をより効果的に運用するためには、構成事業主を増やす必要がありますが、令和2年度は以下の会員が「送出事業主」「受入事業主」になっています。

なお、令和2年度は「送出事業主」と「受入事業主」との2社間で、16件延べ26人の融通がありました。

【送出事業主会社】 4社

・松浦企業(株) ・高砂建設(株) ・新潟建工(株) ・(株)マリン興業

【受入事業主会社】 17社

・松浦企業(株) ・高砂建設(株) ・新潟建工(株) ・(株)マリン興業
・(株)細川産業 ・宮城建設(株) ・(株)谷村建設 ・(株)本間組
・加賀建設(株) ・日本海建設(株) ・大旺新洋(株) ・(株)濱谷建設
・(株)古川組 ・(株)青木組 ・青木マリーン(株)
・アイエン工業(株) ・京浜港湾工事(株)

(5) CCUS への対応

CCUS は、技能労働者の就業履歴等を蓄積するデータベースですが、国土交通省は CCUS を活用した処遇改善を進める、として各種施策を展開しています。

その一つとして、海技協は、海上起重技能者の能力評価基準及び能力評価実施規程を策定し、昨年6月より能力評価を開始しました。登録海上起重基幹技能者はレベル4、海上起重作業管理技士はレベル3の要件の一つになっています。レベル4の技能者を雇用することで4点、レベル3は2点が、経営事項審査で加点されます。

また、国土交通省港湾局は、昨年8、9月には、各協会と「CCUS 勉強会」を開催しています。その中で、港湾局から以下の方針が示されました。

- ①各協会は、CCUS を推進して欲しい
- ②港湾工事に必要な能力評価制度を整備していきたい
- ③「能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定」に取り組んでほしい
- ④「専門工事業の見える化評価」は、導入の必要性を含め検討したい

海技協は、港湾局の方針に従い、推進する立場で取り組むこととしました。一方、システム登録は有料であること、登録した技能者情報は注文者から閲覧可能などの理由から、懸念する意見が聞かれました。

なお、③の「能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定」については、港湾建設事業界全体の課題であり、関係協会の合意の下で当協会も取り組むこととし、④の「専門工事業の見える化評価」については、「導入の必要性を含め検討」との港湾局方針を踏まえ、状況を注視していくこととしました。

【参考】CCUS と連動した処遇改善施策

①能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定

専門工事業団体が、技能評価レベルに応じた賃金目標（目安）を設定し、各専門工事企業は見積りに反映させ、元請はそれに応じて支払い、各専門工事企業は労働者にその賃金を支払う。これにより、労働者の賃金上がる好循環を生み出す仕組みです。型枠技能者、機械土工技能者等いくつかの専門工事業団体ですすでに取り組みられています。

②専門工事業の見える化評価

専門工事業団体が、各専門工事企業を評価する仕組みで、技能労働者の雇用、CCUS の取組などを評価し、技能労働者の処遇改善に取り組んでいる企業が元請から選ばれることをねらいとしています。国土交通省は、「専門工事企業の見える化評価ガイドライン」を作成済みです。

(6) 港湾における i-Construction 推進への対応

国土交通省港湾局は、「港湾における ICT 導入検討委員会」を「港湾における i-Construction 推進委員会」に改組し、導入から推進へとギアチェンジしましたが、令和2年度も、関係者から意見を聴取しながら進める枠組みは変わりありません。委員会では、以下について審議されました。

- ① ICT 活用工事については、海上地盤改良工（床掘・置換）を追加し、ICT 活用工事の実施状況を踏まえて、要領案の改定・策定
- ② BIM/CIM 活用業務・工事の実施状況を踏まえて、実施要領案等の改定・策定
- ③ 監督・検査業務に係る省力化への現状の取組（情報プラットフォーム等）の紹介

海技協は、委員会・WG に出席し、取組内容について意見を述べてまいりました。

(7) 特定技能外国人受入問題に対する対応

特定技能外国人の受入への対応は大きく前進しました。昨年2月28日に海洋土木工が対象職種として認められました。いよいよ、「海外で特定技能外国人を教育し試験を行う」ための作業にはいりました。

この作業については、関係する5協会が6月9日に、「港湾関係特定技能外国人受入検討協議会」を設立し（事務局：日港連）、協働して対応しています。なお、このため日港連は、外国人材センターを設立し、専門の職員を配置しました。また、要件の一つである（一社）建設技能人材機構に加盟を果たしました。

特定技能外国人の受入に当たっては、（一社）建設技能人材機構に加盟している団体の会員であることが必要です。日港連への加盟が必要となります。

(8) 働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

「働き方改革」は、全ての建設労働者に関する内容です。（一社）日本埋立浚渫協会、日本港湾空港建設協会連合会、全国浚渫業協会、（一社）日本潜水協会、そして、当協会の港湾建設関係5団体は、「働き方改革」に関し、「港湾建設関係協会連絡会議」の下に、連携・協力しています。

令和2年度は、コロナ禍で会議を開催するのが困難でしたが、4月に在京メンバーの事務レベル会合を開催し、アンケートの実施等について決定しました。7月には、

作業船の居室の広さ等の居住環境に着目した「作業船居住実態アンケート調査」、昨年度に引き続き、現場で働く労働者を対象とした「働き方改革に関する意識・実態アンケート調査」、新型コロナウイルス感染予防対策の取組実態を調べる「新型コロナウイルス感染症への対応調査」を実施しました。

9月には、各協会の会長級メンバーに出席いただくとともに、国土交通省港湾局から技術参事官・技術企画課長に出席いただき、連絡会議を開催いたしました。会議では、アンケート調査結果の報告を行うとともに、CCUSについての意見交換を行いました。

さらに、11・12月には、「作業船居住実態アンケート調査」を基にした非自航作業船の寄宿舍規程(案)を策定し、港湾局との調整や各協会内の意見聴取を行いました。

(9) 他機関への協力等

当協会は、従前より、他機関等が行う技術・施工調査等の委員会に委員の推薦を行うと共に、地方公共団体が実施する大規模海上工事に対して当協会が有する海上施工技術情報の提供を行なっています。

令和2年度は、以下の委員会に委員として参画しました。

- ① 港湾における i-Construction 推進委員会、同施工 WG
〈(一財)港湾空港総合技術センター〉
- ② 海上工事施工管理技術者認定制度試験委員会 〈同上〉
- ③ 外国産資材品質審査・証明事業運営委員会 〈同上〉
- ④ 船舶および機械製造修理請負工事積算基準検討会 〈同上〉

(10) その他の取り組み

① 情報公開

協会の事業活動報告、収支予算書、決算書、財務諸表等をホームページ上に公開しております。

② 建設マスターの推薦

令和2年度は、会員からの申し出を受け、建設マスター、建設ジュニアマスター、それぞれ1名を推薦し、国土交通省から顕彰を受けました。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、作業船を訪問する安全パトロールは取りやめましたが、安全確保対策は、協会活動の重要事項と位置づけて取り組んでおります。

また、当協会が作成したマニュアルのフォローアップを行い、必要に応じて改訂することとしています。「作業船団安全運航指針」は、令和2年6月に改訂版を発刊いたしました。販売中です。

(2) 受託事業

当協会の設立以来研鑽を重ねて来ました海上起重技術の調査研究は、各方面から高く評価されております。令和2年度は、(一財)港湾空港総合技術センターから「作業船稼働調査補助」「横浜港湾作業船係留施設に関する資料整理等業務」「港湾工事施工ハンドブック」の改訂に係わる整理業務」を受託し、調査を行いました。

3. 資格認定事業

(1) 海上起重作業管理技士資格の認定

令和2年度の海上起重作業管理技士技術講習・認定試験は、10月に東京及び大阪会場において実施し、90名を海上起重作業管理技士として新たに認定しました。これにより平成3年の制度創設以来、30年間の資格認定者は、5,795名となりました。

(2) 登録海上起重基幹技能者資格の認定

当協会は平成20年9月に、国土交通大臣より建設業法施行規則に規定する「登録海上起重基幹技能者講習実施機関」としての認可を得て、同年度より講習・試験を実施してきています。令和2年度は、東京、大阪の2会場で実施し、89名を「登録海上起重基幹技能者」として認定しました。これにより13年間での認定者の総数は、1,607名となりました。

認定者には基幹技能者としての意識の向上と責任感を自覚していただくため、「ステッカー」と「腕章」を配布しました。

なお、港湾工事共通仕様書(国土交通省港湾局)には、船団長の配置が義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者については、船団長要件を有する者とみなす」、とされています。

(3) 両資格の更新講習

令和2、3年中に両資格の有効期限を迎える者を対象に、更新講習を実施しました。更新講習は、9～11月にかけて、東京、神戸、福岡、札幌の4会場での受講に加え、基礎疾患があり重症化リスクの高い者や数日前に発熱した者等(以下、「体調不良者等」という。)向けに自主学習を行い、「海上起重作業管理技士」は130名(内訳は、会場受講:114名、自主学習:16名)、「登録海上起重基幹技能者」は180名(内訳は、会場受講:158名、自主学習:22名)が、資格者証の更新を行いました。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症拡大予防措置を講じて講習・試験を行いました。会場では、受講者に対し、入口で検温、マスクの着用、アルコールによる手指の消毒を求めるとともに、2mの距離が確保できる配席、できない場合は飛沫防止版を設置しました。

また、体調不良者等が無理して受講しないよう、新規の資格取得の場合は代金をお返しすることとし、更新講習の場合は自主学習とレポート提出することで更新を可とし、受講できなかった者が不利益を被らないような措置を講じました。こうした措置を講じた結果、会場に来た者は全て受講することができ、体調不良で途中退出した者はいませんでした。受講者の協力に感謝します。

会場での対策は講じたものの、会場までの移動を含め、感染リスクはゼロにはならないため、現実には受講を見送る者がおりました。コロナ禍の下でも更新講習の機会が確保できるよう、オンライン講習等の導入など開催方法の改善の必要性を感じました。

4. 広報活動

(1) 海技協会報や事業関係等資料の発刊、配付

「海技協会報」（マリン・プロフェッショナル）は、令和2年4月号（NO. 135）から令和3年1月号（NO. 138）まで四半期毎に発行し、会員各社、関係官公庁、関係団体に配布しました。

また、協会の活動状況を広く理解いただくための資料として、「会員名簿」、パンフレット「海技協案内」、「海技協・事業活動概要」を作成し、広報活動や要望活動に活用しました。

(2) ホームページによる広報と会員専用ページの運営

当協会では、ホームページを設けて、協会の概要である「海技協とは」をはじめ、事業概要、定期刊行物、認定試験・講習会情報などを掲載し、会員のみならず一般の方に広くお知らせしています。

また、会員への情報提供を迅速に行うため、協会ホームページに会員専用ページを設けています。

特に、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、協会HPに「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」というバナーを設け、国土交通省等からの情報提供や通知などを一括掲載しました。また、昨年6月より、海上起重技能者の能力評価を開始したので、「建設技能者の能力評価制度」というリンクリストを設け、会員企業が同制度を利用しやすい環境を整えました。

5. 会員関係者の表彰等について

当協会に係わる令和2年度の表彰等受賞者は、次のとおりでした。

(1) 旭日双光章（令和2年春）

大坂 文人 氏 大坂建設(株) 代表取締役社長

藍綬褒章（令和2年春）

大滝 雅宣 氏 (株)大滝工務店 会長

黄綬褒章（令和2年春）

堀松 宏明 氏 白鳥建設工業(株)会長

旭日双光章（令和2年秋）

中田 潤 氏 中田建設(株) 代表取締役社長

藍綬褒章（令和2年秋）

寄神 正文 氏 寄神建設(株) 代表取締役社長

黄綬褒章（令和2年秋）

本間 達郎 氏 (株)本間組 代表取締役社長

河津 市元 氏 河津建設(株) 代表取締役社長

(2) 国土交通大臣表彰

高塚 秀悟 氏 門田建設(株) 五島支店長

(3) 北海道開発局長表彰

佐々木 正明 氏 (株)ササキ代表取締役

(4) 中部地方整備局長表彰

藤井 克己 氏 青木建設(株) 工事部長

(5) 近畿地方整備局長表彰

仁木 健次 氏 寄神建設(株) 浚渫船「11 神星」船長

(6) 九州地方整備局長表彰

濱田 英一 氏 (株)植村組 土木本部土木部工事長

福田 敏一 氏 (株)西海建設 取締役総合企画室室長

(7) (公社) 日本港湾協会 港湾功労者表彰 (※)

能美 正幸氏 寄神建設(株) 安全環境部専門部長

八戸 博徳氏 (株)西海建設 土木工事部高級船員

(※) 2021年5月19日に開催される港湾協会定時総会において表彰を受ける予定です。

6. 支部活動

令和2年度に行った主な支部活動は以下のとおりです。

(1) 支部総会

北海道支部	4月28日	書面決議
東北支部	5月25日	〃
関東支部	5月14日	〃
北陸支部	6月25日	〃
中部支部	9月17日	〃
四国支部	6月10日	〃
九州支部	5月14日	〃
沖縄支部	7月30日	那覇市

なお、近畿支部及び中国支部は、支部総会を隔年毎に開催しており、開催年ではありませんでした。

(2) 支部要望活動（関係官庁との意見交換会）

北海道支部	12月4日	北海道開発局（港湾関係7団体合同）
東北支部	12月7日	東北地方整備局
関東支部	12月16日	関東地方整備局
北陸支部	12月8日	北陸地方整備局（全浚との合同、日港連と同時日）
中部支部	12月3日	中部地方整備局（全浚との合同）
近畿支部	12月18日	近畿地方整備局
中国支部	11月28日	広島港湾空港整備事務所
四国支部	3月15日	四国地方整備局
九州支部	3月10日	九州地方整備局

なお、地整幹部との意見交換会のみならず、積算や現場の実施に関する実務的な課題で、地方整備局の担当者との実務者級の意見交換会を実施している支部もあります。

(3) 講習会等の実施

① 海上起重作業管理技士・登録海上起重基幹技能者の更新講習会（再掲）

更新講習会は、4支部（北海道、関東、近畿、九州支部）の全面的な実務支援の下に実施しています。

② 他協会の地方支部と合同で行った安全講習会等

各支部は、日本埋立浚渫協会等の他協会と共同して安全講習会を行い、事故防止に努めているほか、各種セミナー・講習会を共催しています。

③ 地方整備局等が行う講習会への参加

各支部は、地方整備局が行う講習会に参加しました。

(4) 防災協定に基づく訓練への参加や防災資機材（作業船等）の報告など

各支部は、地方整備局、管内の港湾管理者及び港湾関係団体と包括災害協定を、また、地方整備局との個別協定を締結し、非常事態に備えています。

令和2年度は、現地の防災訓練には参加しませんでした。各支部は、包括災害協定に基づき、災害時に使用可能な作業船の報告を行うほか、机上訓練の実施、災害協定及び防災時の対応計画の運用の協議・意見交換を行っています。

(5) 防災協定の改訂

国土交通省は、橋梁等の被災に備え、海技協の賛助会員（主な橋梁メーカーは海技協の賛助会員です）でも協定の対象とするよう、地整と海技協支部との間の個別協定を改定しています。

各支部は、それぞれの地整からの働きかけに応え、協定の改定を行いました。

(6) その他の支部活動

- ① 支部内の会員同士の懇談会、地方の他協会支部との会議の開催
- ② 各種表彰者の推薦
- ③ 作業船動向調査（北海道支部）

II 会務運営

1. 第34回通常総会

令和2年5月14日に、会長にのみ出席いただき、協会において開催しました。

緊急事態宣言下であり、委任状を提出していただくことで、議案の賛否をお諮りしました。令和元年度事業及び収支決算、令和2年度事業計画及び収支予算、能力評価事業を行うための定款の変更などが審議され、理事会提案どおり承認可決されました。

- | | |
|-------|-------------|
| 報告事項① | 令和元年度事業報告の件 |
| 第1号議案 | 令和元年度収支決算の件 |
| 報告事項② | 令和2年度事業計画の件 |
| 報告事項③ | 令和2年度収支予算の件 |
| 第2号議案 | 定款の変更の件 |

2. 理事会

◎第90回理事会

例年、総会の前に開催していますが、緊急事態宣言下であり、書面による決議としました（4月22日付）。以下の議案が、事務局提案どおり承認されました。

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 令和元年度事業報告の件 |
| 第2号議案 | 令和元年度収支決算の件 |
| 第3号議案 | 第34回通常総会開催について |
| 第4号議案 | 海上起重技能者能力評価実施規程の件 |
| 第5号議案 | その他議案の件 |
- 1. 会員の入会に関する件
 - 2. 協会長表彰候補者に関する件

◎第91回理事会

令和2年10月19日に「都市センターホテル」において開催し、令和2年度の港湾局長要望書の内容が審議決定されました。また、その他議案の件は、事務局提案通り承認されました。

- | | |
|-------|-----------------|
| 報告事項① | 令和2年度事業活動状況報告の件 |
|-------|-----------------|

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報告事項② | 令和2年度収支予算中間報告の件 |
| 報告事項③ | 港湾建設団体連絡会議の件 |
| 報告事項④ | 特定技能外国人材の受入の件 |
| 第1号議案 | 令和2年度港湾局長要望書の件 |
| 第2号議案 | その他議案の件 |
| | 1. CCUS への取組に関する件 |
| | 2. 会員の入会に関する件 |
| | 3. 会費納入についての臨時措置の継続に関する件 |

◎第92回理事会

令和3年3月19日に「都市センターホテル」において開催しました。

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 報告事項① | 令和2年度事業報告の件 |
| 報告事項② | 令和2年度収支決算（見込）の件 |
| 第1号議案 | 令和3年度事業計画の件 |
| 第2号議案 | 令和3年度収支予算の件 |
| 第3号議案 | 建設業務労働者就業機会確保事業の継続に関する件 |
| 第4号議案 | 登録海上起重基幹技能者講習事務規程の一部改正の件 |
| 第5号議案 | 海上起重作業技術審査実施要領及び海上起重作業技術審査実施規定の一部改正の件 |
| 第6号議案 | その他議案の件 |
| | 1. 顧問・相談役委嘱に関する件 |
| | 2. 役員の改選に関する件 |
| | 3. 令和3年度通常総会（第35回）開催に関する件 |
| | 4. その他 |
| 報告事項③ | 特定技能外国人受入の件 |
| 報告事項④ | 港湾建設関係団体連絡会議の件 |

3. 支部長会議

令和2年11月12日に「都市センターホテル」において開催し、下記の議案について事務局より説明し議論しました。

- (1) 令和2年度港湾局長要望について
- (2) 令和2年度協会活動について

4. 常任委員会

常任委員会は専門委員会の中において理事会に次ぐ役割を有し協会運営全般を審議の対象にしています。

令和2年度は、令和2年9月に第1回の委員会を開催しましたが、3年2月の第2回の委員会は、緊急事態宣言下となり、メール等による方法で行いました。主に、令和2年度の活動報告、令和3年度の事業計画について審議しました。

- (1) 第35回通常総会、第91回理事会、第92回理事会提出議案について
- (2) 令和2年度協会活動方針について
- (3) 令和2年度港湾局長要望事項について
- (4) CCUSに関する取組について
- (5) その他報告事項

また、事務局から、委員各位にメール報告（情報提供）し、必要に応じて意見交換を行いました。

5. 常任委員会幹事会

常任委員会の事前検討機関として、令和2年度は2回の幹事会を開催しました。第1回は2年7月に開催し、港湾局長要望書素案を取りまとめました。第2回は1月にメール等による方法で行いました。令和2年度の活動報告、令和3年度の事業計画について審議しました。

また、要望書素案作成の一環として、前年度要望の実現状況及びアンケート調査票を事務局から幹事各位にメール照会し、内容を取りまとめました。

6. 事業委員会

事業委員会は、昨年度に引き続き「積算・発注業務に関する意見交換議題」を、メール等による方法で取りまとめました。9月には、港湾局の担当者に取りまとめた内容を報告し、港湾局の検討結果を示していただきました。なお、意見交換資料及び結果概要は、協会HP(会員専用ページ)に掲載しました。

7. 技術委員会

技術委員会は、メール等による方法で行いました。「港湾におけるi-Construction推進委員会」、同施工WGに参画していますので、ここで得た資料を情報共有しました。また、ICT活用工事の各種要領類の改定に対する意見照会があり、委員から意見を徴収し、港湾局に提出しました。

8. 広報委員会

広報委員会は「海技協会報（マリン・プロフェッショナル）」の編集発行、並びに、広報冊子の作成配布を行いました。なお、2回とも、メール等による方法で行いました。年間の広報内容について審議するとともに、支部の広報活動などについての情報交換を行いました。

(1) 会報の発行

会員への情報提供と協会加入意義の浸透を図る、効果的な外部へのPRを行う、会員に役立つ情報を提供する、の方針の下に編集を行いました。概ね、以下の内容を掲載しています。

① 技術情報の提供

・主として行政機関による工事等の技術情報 ・会員の保有する作業船情報

② 関係行政施策・情報の提供

・行政からの各種施策の周知、情報提供 ・港湾をめぐる動向等

③ 会員会社が自ら作成する記事の掲載

・会員寄稿文 ・協会（本部及び各支部）活動状況 ・海の匠 等

(2) 広報冊子の作成配布

協会の事業活動の概要を取りまとめた「海技協・事業活動概要」及びこれを要約したパンフレット「海技協案内」を作成し、広く協会を理解頂くために配布しました。

9. 技術認定委員会

技術認定委員会は、「海上起重作業管理技士」及び「登録海上起重基幹技能者」の資格認定事業を行っています。資格認定事業は、公正さを期すために「海上起重作業管理技士認定試験委員会」及び「登録海上起重基幹技能者講習試験委員会」（いずれも委員長：池田龍彦 横浜国立大学名誉教授）を設け、試験問題及び採点基準並びに合否判定基準等を審議いただいています。

技術認定委員会は、上記の試験委員会に出席するとともに、幹事会を開催して下記の業務を行いました。令和2年度は3回の委員会、3回の幹事会を開催しました。

- (1) 技術講習会・試験の実施スケジュールと案内の作成
- (2) 試験、講習会の実施方針の作成
- (3) 受講資格の確認
- (4) 試験問題の作成
- (5) 技術講習会・試験の実施
- (6) 認定試験結果の判定

なお、合格者は、事務局が本人に通知するとともに、協会HPに掲載しました。

10. 安全対策委員会

安全対策委員会は、例年行っていた安全パトロールと安全ポスターの作成は中止しました。また、メール等による方法で、港湾局よりいただいた「港湾空港工事の事故発生状況について」を委員に配布するとともに、「作業船団安全運航指針」の文章の見直しについて意見を聴取しました。

1 1. 支部事務局長会議

支部事務局長会議は広報委員会とセットで行っています。2回とも、メール等による方法で行いました。次の事項についてとりまとめ、情報共有を図りました。

- (1) 令和元年度本部・支部の活動報告、令和2年度の活動計画
- (2) 令和2年度本部・支部の活動報告、令和3年度の活動方針
- (3) 「海上起重作業管理技士」及び「登録海上起重基幹技能者」講習会・試験と更新講習会について